

仮設プレハブリース

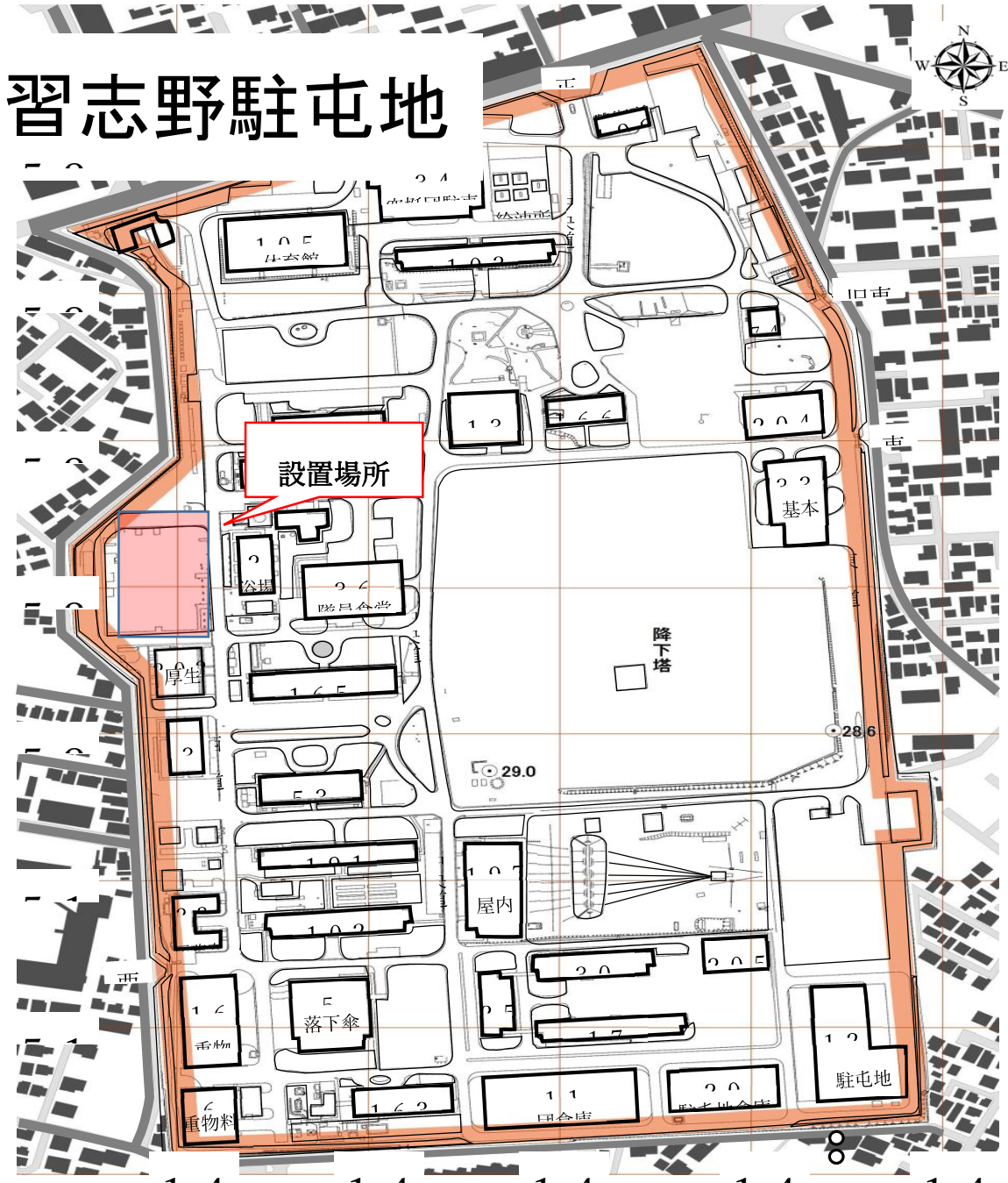
件 名	仮設プレハブリース	縮尺	—
種 別	仕様書	図面番号	1 / 8
陸上自衛隊 一部/総隊			

[illegible]

(11) 色の選別は官側の指示による。 (12) 本役務において、請負業者が設置者との設置請負契約を実施する場合は、着手後、速やかに施工体制を提示し、官側の承認を得ること。官側より是正を求められた場合は是正して再提示すること。また、外国人建設就労者を役務に従事させる場合は、官側から指示された書類を提出の上、官側から許可を得た後、役務に従事させること。 (13) 本仕様書は、当役務関係者以外に貸出・複写・回覧させてはならないものとし、関連した情報が漏洩した際には、受注者が全て責任を負うこと。 6 特記事項 (1) 全 般 ア 設計図書に示す寸法・諸元は標準とし設置現場に適合させ、事務所として使用するために必要な建築・設備の性能を満たすものとする。 イ 現場は、作業員以外の人員が立入りしないような処置を講じるとともに、資材等の管理を行うこと。 ウ 官側の手続きの事情により現場着工時期が遅延した場合、意義を唱えないこと。（細部は官側の指示による。） (2) 基礎様式の検討 ア 基礎様式は、特定行政庁等の基準を満たす構造とする。 イ 基礎工事において、地盤改良が生じた際は別途官側と協議するものとする。 (3) 土木工事 雨水排水は既設の雨水側溝までの流れを考慮すること。 (4) 建築工事 ア 仮設ハウス本体は請負会社の標準仕様とし、プレハブ又はユニットハウスとする。 イ 壁材は芯材にウレタンフォーム等断熱性がある物を使用するものとする。 ウ 入口及び窓の数は、8連棟プレハブ教場に各4箇所設置すること。（細部位置は平面図による） エ 各入口及び窓にはカーテンレール及びカーテンを設置することを基準とする。 オ 各窓には網戸を設置すること。 カ 各室の天井の高さは2．400mm以上を基準とすること。（細部不明な点は官側に確認すること。） キ 各入口は鍵を設置し、それぞれ違う鍵とする。また予備鍵を4本用意する。		(5) 電気工事 ア 変電設備は請負者が準備するものとし、近傍の電力柱から電力を供給するものとする。 イ 変電設備は、柵等の囲いを設置し、不用意に立入りが出来ない処置をするものとする。 ウ 配線は一次側配線、二次側配線共に請負業者で実施するものとし、細部は官側と調整の後決定する。 エ ケーブルは人が触れる範囲については保護管等を設置し、安全に留意する。 オ 使用する配管及び器具類は、J I S規格品を使用し隠蔽部での接続は、接続箱の中で行い絶縁を確実に行うものとする。 カ 分電盤内には遮断機を設置する。 キ 8連棟のプレハブに室内照明設備は24箇所の照明を設置する。 ク 8連棟のプレハブ内に、2口コンセントを16箇所以上の設置を基準とする。 ケ 空調機用のコンセントは、空調機設置位置にそれぞれ必要なコンセントを設置する。 コ プレハブ設置の南側に、洗面及び洗濯場の配電を合わせて実施するものとし、細部は官側の指示を受けるものとする。 (6) 設備工事 ア プレハブ各室には、換気設備を設けること。 イ 空調機については、8連棟に200V3馬力を4台設置すること。（細部は設計図書による。） ウ 空調機設置後、機能点検等を実施し、官側の確認を得るものとする。 (7) 消防設備 プレハブに必要な消防設備は、請負業者が所轄消防署と調整するとともに請負業者の負担において設置する。 (8) その他 ア 各種作業の際、既設構造物等を損壊させないように留意し、適切な作業を行うこと。 イ その他施工は設計図書のとおりとし、細部については5項(2)に示す仕様書のとおりとする。また、疑義が生じた場合には官側と協議したうえで施工する。	
件 名	仮設プレハブ教場	縮 尺	—
種 別	仕様書	番 号	3／8
陸上自衛隊 一部/総隊			

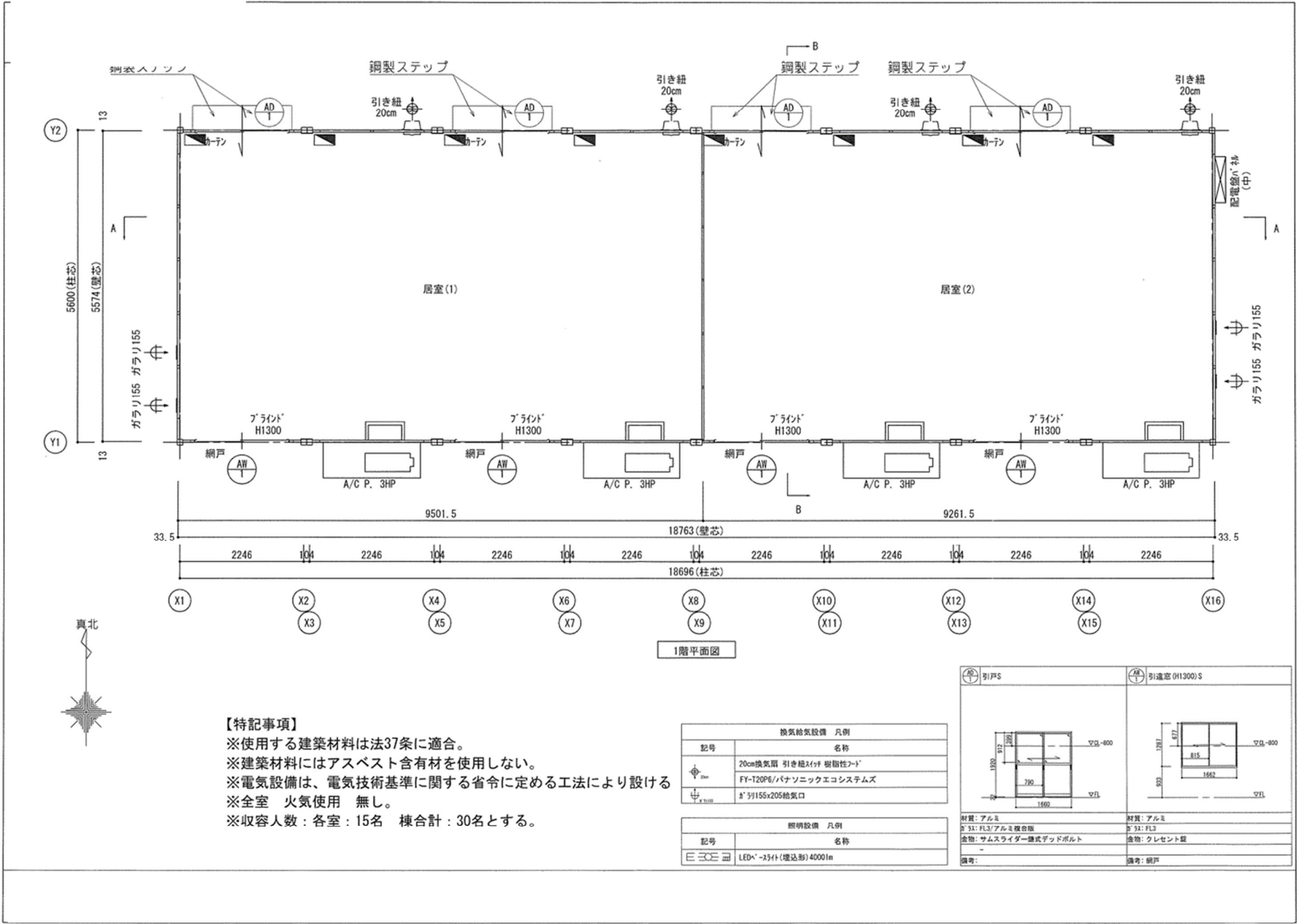
7 監督及び検査 監督及び検査は一般仕様書に基づき実施するものとする。 8 その他の事項 (1) 駐屯地内での統制事項 請負業者は、駐屯地内において法令及び駐屯地規則を遵守し行動しなければならない。 以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は官側の指示に従わなければならない。 ア 駐屯地内への立入り 駐屯地規則に基づき所要の手続きを実施し、駐屯地司令等の許可を受けるものとする。 イ 請負業者は、駐屯地内において役務履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は官側の指示に従うものとする。 ウ 請負業者は、駐屯地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。 エ 請負業者は、駐屯地内における写真撮影について契約役務について必要な場合及び内容のみとし、官側の許可を得るものとする。また写真、フィルム及びデータについては、官側へ提出後完全に消去し、保管しないものとする。 オ 請負業者は、役務関連データについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。 (2) その他 ア この仕様書に記載されていない事項で、関係法令上、当然実施しなければならない事項については、請負業者が関係法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。 イ 役務中各施設に損害を与えた場合は、請負業者の責任において復旧するものとする。 また、第三者に損害を与えた場合は、請負業者の負担において保証するものとする。			
件 名	仮設プレハブリース	縮 尺	—
種 別	仕様書	番 号	4 / 8
陸上自衛隊 一部/総隊			

プレハブ設置地域図



件 名	仮設プレハブリース	縮 尺	—
種 別	仕様書	番 号	5 / 8
陸上自衛隊 部/総隊			

図 面 (1)



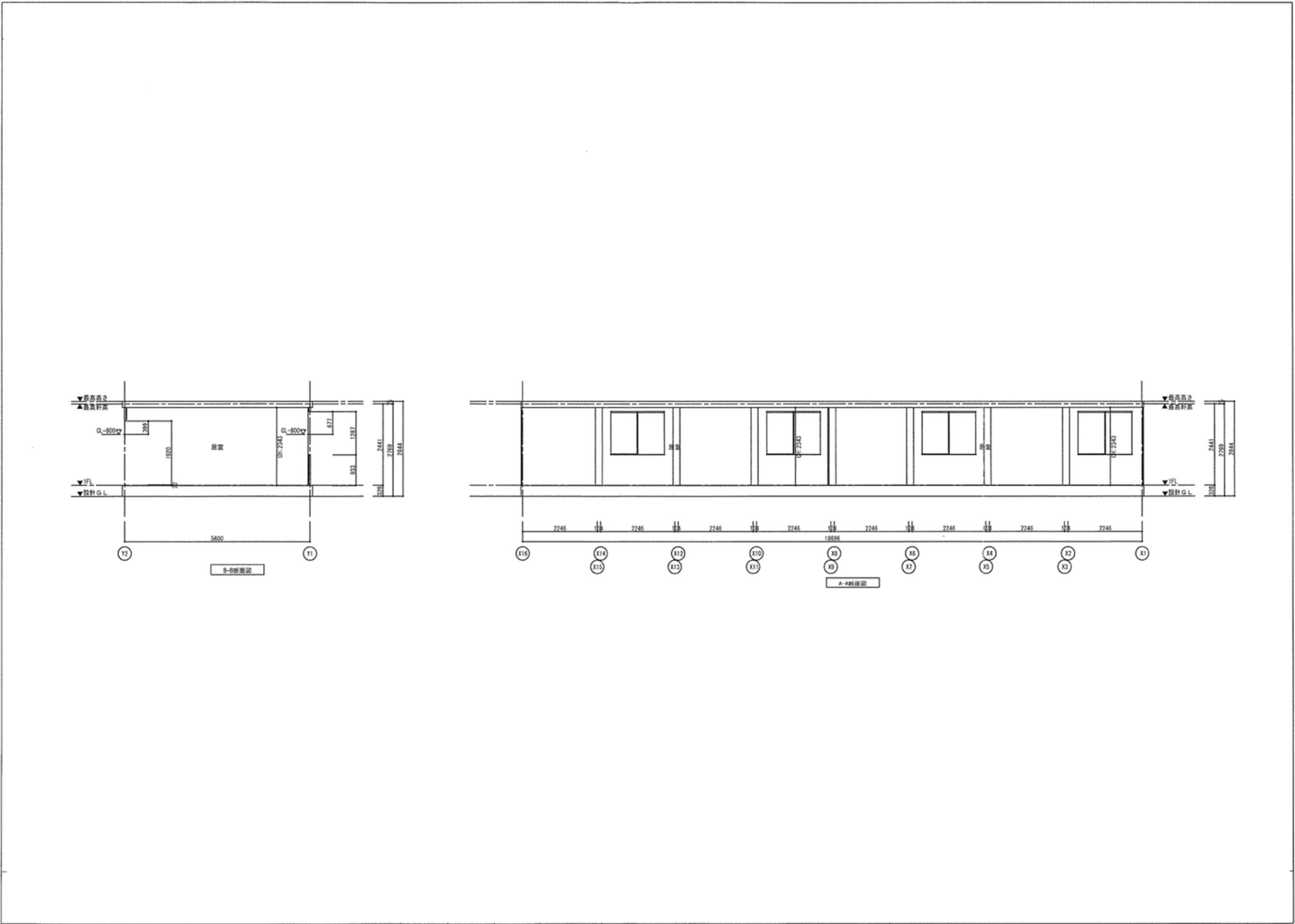
件 名	仮設プレハブリース	縮 尺	—
種 別	仕様書	番 号	6 / 8
陸上自衛隊 一部/総隊			

図面 (2)



件 名	仮設プレハブリース	縮 尺	—
種 別	仕様書	番 号	7 / 8
陸上自衛隊 一部/総隊			

図面（3）



件 名	仮設プレハブリース	縮 尺	—
種 別	仕様書	番 号	8 / 8
陸上自衛隊 一部/総隊			